

告 示

埼玉県告示第千二百十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、春日部農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

